

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下「住宅センター」という。）が、別に定める公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター適合証明業務規程に基づき、住宅センターが実施する適合証明業務に係る手数料（以下「申請手数料」という。）について必要な事項を定める。

(新築住宅における申請手数料)

第2条 新築住宅について、一戸建て、連続建て及び重ね建ての住宅（以下「一戸建て等」という。）における申請手数料は、別表1-1に定める額に別表1-2に定める額を加算した額とし、共同建ての住宅における申請手数料は、別表2-1に定める額に別表2-2に定める額を加算した額とする。

(中古住宅における申請手数料)

第3条 中古住宅における申請手数料は、別表3-1に定める額に別表3-2に定める額を加算した額とする。

(賃貸住宅融資における申請手数料)

第4条 賃貸住宅融資における申請手数料は、別表4に定める額とする。

(リフォーム融資における申請手数料)

第5条 リフォーム融資における申請手数料は、別表5に定める額とする。

(再検査における申請手数料)

第6条 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合の申請手数料は11,000円とする。ただし、住宅センターにおいて他の検査と同時に検査できる場合は不要とする。

(申請手数料の加算)

第7条 適合証明業務の実施地区が薩摩川内市甕島地区、三島村、十島村、熊毛地区、大島地区であったときは、第2条から第6条に定める額に次の各号に定める額を加算する。

- (1) 船舶又は飛行機を利用するときは、それらの移動に伴う搭乗時間を考慮した実費相当額
- (2) 宿泊を要するときは、宿泊費相当額として一泊あたり11,000円

(申請手数料の減額)

第8条 住宅センターは、適合証明業務が効率的に実施できる場合等にあつては、実費を勘案し申請手数料を減額することができるものとする。

(申請手数料の納入)

第9条 適合証明業務を依頼した者(以下「申請者」という。)は、申請時に申請手数料を納入するものとする。また、住宅センターが第7条に規定する申請手数料の加算額を請求する場合は、申請者は、その額を適合証明書発行までに追加で納入するものとする。

2 前項の納入が銀行振込みによるときは、振込みに要する費用は、申請者の負担とする。

(適合証明書の再交付料金)

第10条 適合証明書の再交付料金は一通あたり2,000円とする。

(申請手数料の返還)

第11条 収納した申請手数料は返還しない。ただし、住宅センターの責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合は、申請者に返還する。

附 則

この規程は、住宅金融公庫と適合証明業務に関する協定を締結した日から施行する。

附 則

この規程は、住宅金融公庫と適合証明業務に関する協定の変更に関する協定書を締結した日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年11月11日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1-1 新築住宅(一戸建て等)における申請手数料(第2条関係)

(一戸あたりの税込金額、単位:円)

| 申請手数料 | | 検査区分 | | | 合計額 |
|--------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | | 設計検査 | 中間現場検査 | 竣工現場検査 | |
| 単独申請 | | 10,000 | 15,000 | 20,000 | 45,000 |
| 併願申請 の区分※ | ① 確認・完了 | 7,000 | 13,000 | 15,000 | 35,000 |
| | ② 完了 | 10,000 | 15,000 | 15,000 | 40,000 |
| | ③ 保険 | 7,000 | 13,000 | 15,000 | 35,000 |
| | ④ 確認・完了・保険 | 7,000 | 11,000 | 14,000 | 32,000 |
| | ⑤ 完了・保険 | 7,000 | 11,000 | 14,000 | 32,000 |
| | ⑥ 設計評価 | 5,000 | 15,000 | 20,000 | 40,000 |
| | ⑦ 設計評価・建設評価 | 5,000 | 7,000 | 7,000 | 19,000 |

・竣工済特例を適用する場合の申請手数料は、設計検査、中間現場検査及び竣工現場検査の申請手数料を合計した値とする。

※ 併願申請の区分における用語は以下の場合を示すものとする。

確認 : 住宅センターに建築基準法に基づく確認申請を行う場合

完了 : 住宅センターに建築基準法に基づく完了検査申請を行う場合

保険 : 住宅センター特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく現場検査の申込みを行う場合

設計評価 : 住宅センターに住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価の申請を行う場合

建設評価 : 住宅センターに住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価の申請を行う場合

別表1-2 新築住宅(一戸建て等)における申請手数料の加算額(第2条関係)

(一戸あたりの税込金額、単位:円)

| 技術基準の概要 | 基準の区分 | 詳細 | 加算額 |
|-----------------------|----------------------------|-----------------------------|---------|
| ZEHプラン | - | ZEH | ※30,000 |
| | | Nearly ZEH | ※30,000 |
| | | ZEH Oriented | ※30,000 |
| 金利Aプラン 【特に優良な住宅基準】 | 省エネルギー性 | 断熱等性能等級5及び 一次エネルギー消費量等級6 | ※30,000 |
| | 耐震性 | 一般(耐震等級3) | 30,000 |
| | | 機構承認住宅 | 3,000 |
| | バリアフリー性 | 高齢者等対策等級4以上 | 3,000 |
| 耐久性・可変性 | 長期優良住宅 | - | |
| 金利Bプラン 【優良な住宅基準】 | 省エネルギー性 | 一次エネルギー消費量等級6 | ※30,000 |
| | | 断熱等性能等級5 | |
| | 耐震性 | 一般(耐震等級2以上) | 30,000 |
| | | 機構承認住宅 | 3,000 |
| | バリアフリー性 | 高齢者等対策等級3以上 | 3,000 |
| 耐久性・可変性 | 劣化対策等級3以上 及び維持管理対策等級2以上 | 3,000 | |
| その他 | 断熱構造等 | 断熱等性能等級4及び 一次エネルギー消費量等級4 | ※30,000 |
| | | 建築物エネルギー消費性能基準 | |

※所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等で機構が認めるものを用いて基準に適合していることを確認する場合は加算しない。

別表2-1 共同住宅における申請手数料(第2条関係)

(税込金額、単位:円)

| 検査区分 | 設計検査 | 竣工現場検査 | |
|--------------|-------------|-----------------|-----------------|
| | | 一般 | 登録マンション |
| 単独申請 | 50,000 | 25,000+2,000×戸数 | 25,000+600×戸数 |
| 併願申請 の区分※ | ① 設計評価 | 30,000 | 25,000+2,000×戸数 |
| | ② 設計評価・建設評価 | 30,000 | 15,000+2,000×戸数 |

※ 併願申請の区分における用語は別表1-1に準ずる。

別表2-2 共同住宅における申請手数料の加算額(第2条関係)

(税込金額、単位:円)

| 技術基準 の概要 | S基準の区分 | 詳細 | 加算額 |
|---------------------------|------------|-----------------------------|------------------|
| ZEHプラン | - | ZEH-M | ※30,000 |
| | | Nearly ZEH-M | ※30,000 |
| | | ZEH-M Ready | ※30,000 |
| | | ZEH-M Oriented | ※30,000 |
| 金利Aプラン 【特に優良な 住宅基準】 | 省エネルギー性 | 断熱等性能等級5及び 一次エネルギー消費量等級6 | ※80,000+3,000×戸数 |
| | 耐震性 | 一般(耐震等級3) | 別途見積り |
| | バリアフリー性 | 高齢者等対策等級4以上 | 5,000+3,000×戸数 |
| | 耐久性・可変性 | 長期優良住宅・予備認定マンション | - |
| 金利Bプラン 【優良な住宅基準】 | 省エネルギー性 | 断熱等性能等級5 | ※80,000+3,000*戸数 |
| | | 一次エネルギー消費量等級6 | |
| | 耐震性 | 一般(耐震等級2以上) | 別途見積り |
| | バリアフリー性 | 高齢者等対策等級3以上 | 5,000+3,000×戸数 |
| 耐久性・可変性 | 劣化対策等級3以上等 | 5,000+3,000×戸数 | |
| その他 | 断熱構造等 | 断熱等性能等級4及び 一次エネルギー消費量等級4 | ※30,000 |
| | | 建築物エネルギー消費性能基準 | |

※所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等で機構が認めるものを用いて基準に適合していることを確認する場合は加算しない。

別表3-1 中古住宅における申請手数料(第3条関係)

(一戸あたりの税込金額、単位:円)

| | | | |
|------|--------|---------|--------|
| 中古住宅 | 一戸建て等 | | 50,000 |
| | マンション | 一般 | 50,000 |
| | | 登録マンション | 30,000 |
| リノベ | 事前確認 | | 50,000 |
| | 適合証明検査 | | 50,000 |

・耐震評価が必要な建築物(建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登録の日付(新築)が昭和58年3月30日以前)の建築物)は10,000円を加算する。

別表3-2 中古住宅における申請手数料の加算額(第3条関係)

(一戸あたりの税込金額、単位:円)

| 技術基準の概要 | 基準の区分 | 詳細 | 加算額 |
|----------------------|---------|--------------------------------|---------|
| ZEHプラン | - | ZEH | ※30,000 |
| | | Nearly ZEH | ※30,000 |
| | | ZEH Oriented | ※30,000 |
| 金利Aプラン 【優良な住宅基準】 | 省エネルギー性 | 断熱等性能等級4及び 一次エネルギー消費量等級6 | ※30,000 |
| | | 断熱等性能等級5及び 一次エネルギー消費量等級4又は5 | |
| | 耐震性 | 一般(耐震等級2) | 30,000 |
| | バリアフリー性 | 高齢者等対策等級3以上 | 3,000 |
| | 耐久性・可変性 | 長期優良住宅 | — |
| 劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上 | | 3,000 | |
| 金利Bプラン 【優良な住宅基準】 | 省エネルギー性 | 開口部断熱 | — |
| | | 外壁等断熱 | |
| | 耐震性 | — | — |
| | バリアフリー性 | 高齢者等対策等級2以上 | 3,000 |
| | 耐久性・可変性 | — | — |

※所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等で機構が認めるものを用いて基準に適合していることを確認する場合は加算しない。

別表4 賃貸住宅融資における申請手数料(第4条関係)

(一棟あたりの税込金額、単位:円)

| 申請手数料 | | 設計検査 | 竣工検査 |
|----------|------------------|--------|-----------------|
| 単独申請 | | 50,000 | 25,000+2,000×戸数 |
| 併願申請の区分※ | ① 設計評価 | 30,000 | 25,000+2,000×戸数 |
| | ② 設計評価 及び建設評価 | 30,000 | 15,000+2,000×戸数 |

・断熱性能等級又は一次エネルギー消費量等級の審査を要する場合は80,000円+3,000円×戸数を加算する。

※併願申請の区分における用語は別表1-1に準ずる。

別表5 リフォーム融資における申請手数料(第5条関係)

(一戸あたりの税込金額、単位:円)

| 融資区分 | 申請手数料 |
|---------|--------|
| リフォーム融資 | 50,000 |

・耐震評価が必要な建築物(建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登録の日付(新築)が昭和58年3月30日以前)の建築物)は10,000円を加算する。